

## 申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

許認可等の名称	特殊車両の通行認定
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	車両制限令第 12 条

## &lt; 審査基準 / 標準処理期間 &gt;

基 準 規 定	車両制限令第 3 条、第 5 条、第 6 条、第 7 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 認定の対象          認定の対象となる車両は、幅、総重量、軸重又は輪荷重が車両制限令第 3 条に規定する最高限度を超えず、かつ、同令第 5 条から第 7 条までに規定する基準に適合しない車両であって、次のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 当該車両を通行させようとする道路の沿道（以下「沿道」という。）の住民が所有又は使用する車両</p> <p>(2) 沿道の住宅及び事業所等への荷物及び資材等の搬出入に使用する車両</p> <p>(3) 沿道における建築物等の建築のために使用する車両</p> <p>(4) 前各号に掲げるもののほか市長が認める車両</p> <p>2. 認定の審査          申請を受けたときは、次に掲げる事項について審査を行うものとする。</p> <p>(1) 申請に係る車両が申請経路を通行する場合、道路構造の保全及び交通の安全が確保されること。</p> <p>(2) 申請に係る車両の通行期間が適切であること。</p> <p>(3) 申請に係る車両が申請経路を通行した場合、車両制限令第 8 条から第 10 条の規定に適合していること。</p>
	参 考 資 料
標 準 処 理 期 間	<p>■設定 □未設定</p> <p>1 4 日</p>
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日